X線 CT 検査装置の X線源コンソール部品交換作業 仕様書

### 1. 件名

X線 CT 検査装置の X線源コンソール部品交換作業

### 2. 概要

本件は、「令和5年度高速炉実証炉開発事業(基盤研究と技術開発)」の一環として、日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構という)大洗原子力工学研究所 照射燃料集合体試験施設(以下、FMFという)に設置されている X線 CT検査装置の X線源コンソール部品の交換作業を実施するものであり、本仕様書は当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

### 3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 照射燃料集合体試験施設(FMF)

## 4. 納期

令和8年3月27日 (詳細作業日程は別途協議の上決定する。)

## 5. 作業範囲

## 5.1. 作業対象装置

X線CT検査装置((株)日立製作所製)

# 5.2. 作業内容

X線 CT 検査装置の X線源コンソールの部品の調達及び交換作業を行う。 交換作業後、交換した部品が正常に機能することを確認し、作業報告書に記載する。

## 6. 支給物品

「3.作業実施場所」での作業に使用する電力を無償にて支給する。

## 7. 検収条件

「9.提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、 業務完了とする。

### 8. 適用法規・規格基準

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律および関係法令
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本産業規格(JIS)
- (4) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (5) 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (6) 原子力機構 大洗原子力工学研究所 安全管理仕様書
- (7) 原子力機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 安全作業要領
- (8) 原子力機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課 安全作業マニュアル
- (9) 受注者社内規格、基準等

### 9. 提出書類

受注者が原子力機構に提出する書類は、以下の表に示す通りとする。

書類名称	部数	提出時期	備考
委任又は下請負届	1	下請負等が発生する場合は 作業開始2週間前までに提出	<ul><li>・原子力機構指定様式</li><li>・下請負等が発生しない場合は 提出不要</li></ul>
作業安全組織・責 任者届	1	作業開始1週間前までに	・原子力機構指定様式
作業関係者名簿	1	作業開始1週間前までに	•原子力機構指定様式
一般安全チェックリスト	1	作業開始1週間前までに	・原子力機構指定様式
リスクアセスメントシート (SRA シート)	1	作業開始1週間前までに	・原子力機構指定様式
作業要領書	1	作業開始1週間前までに	・作業項目、作業手順を明確にすること。
放射線業務従事者指 定に必要な書類	1	作業開始1週間前までに	・原子力機構指定様式 ・放射線管理手帳のコピーを提 出すること。
作業報告書	1	作業終了後速やかに	

## (提出場所)

原子力機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課

# 10. 検査員及び監督員

検査員

一般検査:管財担当課長

監督員

技術検査:燃料材料開発部 集合体試験課 CTTm

## 11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」 の基準を満たしたものであること。

## 12. 不適合の報告及び処理

本契約範囲内で不適合が発生した場合、「大洗原子力工学研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)」に従うこと。

13. 調達後における購入品の維持又は運用に必要な技術情報の提供

受注者は、調達後において、購入品の維持又は運用に必要となる技術情報を提供すること。提供が必要な場合とその内容を以下に示す。

- 1)製品の受け渡し後に新たに発見した運用上の注意事項や知見。
- 2)取扱説明書にない操作により、不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見や情報。

### 14. 安全文化の育成、維持活動

受注者は、以下に示すような安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく業務が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のためのひとりひとりの役割確認と安全意識の浸透
- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡
- (3) 施設、設備等の習熟(知識と技術)と基本動作(5S、KY、TBM 等)の徹底
- (4) 本業務の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善

#### 15. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

## 16. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- (4) 作業を行う際の安全確保は、受注者の責任において行うこと。また、原子力機構の定める諸規則、 関係法規マニュアル等を遵守し、作業体制等については、「作業責任者認定制度」に従うこととす る。尚、公的資格を必要とする作業には、必ず有資格者をあてること。
- (5) 受注者は作業者全員の氏名を作業前に明示し、原子力機構担当者の確認を得ること。
- (6) 受注者が一部外注する場合、品質に関する要求事項が受注者の外注先にまで確実に要求・適用されること。
- (7) 本作業は、放射線障害予防規程を遵守するとともに、電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生法を満足する内容とし、現地における作業は大洗原子力工学研究所の「安全管理仕様書」を遵守すること。また、管理区域内作業にあたっては、放射線業務従事者の指定に必要な書類(放射線業務従事者指定に係る教育実績報告書、放射線管理手帳の写し、公的身分証明書(マスキング済)の写し)を提出し、作業者をFMF 放射線業務従事者に指定すること。
- (8) 管理区域内への物品の持ちこみは最小限とし、不必要な物は持込まないこと。
- (9) 本作業にあたって危険物及び可燃物を使用する際は、作業開始前に原子力機構担当者の確認を得ること。

## 17. 協議

本仕様書に記載されていない事項及び記載事項について解釈の相違あるいは疑義が生じた場合、両者協議の上その決定に従うものとする。

以上

# 知的財產権特約条項

(知的財産権の範囲)

- 第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案 権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意 匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43 号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成 10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国 における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータ ベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上 記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号) に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コンテンツ」という。) の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実 用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等 の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成 並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、 実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積 回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める 行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19 号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第 9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)
  - (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからいまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
  - イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する 親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設 定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たして おらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

# (知的財産権の報告)

- 第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願 又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、 特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書 類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合 には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成 した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。)は、甲に文書により通知しなければならない。

# (単独知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

### (単独知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に 文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう 当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲 が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上 決定する。

### (単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

## (単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

## (甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)。
  - (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第 3条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が 所有する部分を無償で譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たして おらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該 知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

### (共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を 得なければならない。

### (共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

## (共有知的財産権の実施)

- 第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。
- 2 乙が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

### (共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨 を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

### (共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

## (知的財産権の帰属の例外)

- 第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ 等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。
- 2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から 甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が 自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外 の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要 な措置を講じるものとする。

# (秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

# (委任・下請負)

- 第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

# (協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

# (有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。